

## 先物・オプションマーケット

### デリバティブ・ヘッジ会計の動向 (1)

立命館大学経営学部専任講師

澤 邊 紀 生

#### I はじめに

デリバティブ取引の急速な拡大に伴い、同取引に係わる会計基準の整備が各国において危急の課題となっている。わが国でも、96年7月に財務諸表等規則等の改正がはかられデリバティブ取引のディスクロージャーが充実される方向に進んでいる。

一般に、デリバティブのような新現象への会計制度上の対応策としては、ディスクロージャーのレベルでの対応と会計(処理)のレベルでのものがある。ディスクロージャー・レベルでの対応がもっぱら情報提供を目的としているのに対し、会計のレベルでは財務諸表本体において当該取引をいかに反映するのが問題となる。前者では、どのように開示されるべきかということ以上に何を開示すべきかということが重要であり、注記事項や付属明細表を充実させる手段が一般的に用いられる。後者は会計基準の変更を伴い、従来の処理法が新しい処理法によって代替されるため、会計レベルでの対応は期間損益計算に何らかの影響を及ぼすことになる。各国において、会計レベルでの対応に先立ってディスクロージャー・レベルでの対応が制度化される理由は、ディスクロージャーの充実が情報の量的拡大によって達成可能なため利害関係者間の調整が容易である一方で、会計レベルでの対応は会計情報の質的な変化を伴うため関係者間の利害対立がより先鋭であるためだといわれている。

米国では、1986年にFASB(米国財務会計基準審議会)が金融商品プロジェクトを開始して以来、デリバティブの問題が主要な検討テーマとしてとりあげられてきた。紆余曲折を経て、まずディスクロージャー基準が財務会計基準書第105号「オフバランスシート・リスクを伴う金融商品および信用リスクの集中している金融商品に関する情報開示」(1990年3月)、同第107号「金融商品の公正

価値に関する開示」(1991年12月)、同第119号「派生金融商品の開示及び金融商品の公正価値の開示」(1994年10月)として、そして会計基準案として本年6月に公開草案「デリバティブおよび類似の金融商品並びにヘッジ活動の会計」が公開された。ディスクロージャー・レベルでの対応はわが国でも既にかかなりの進展をみているので、本稿では会計レベルに限定してわが国の現行制度の問題点および解決の方向性を述べた上で、公開草案の概略を紹介することとする。なお、本公開草案はFASBのインターネット・ホームページ上

(<http://www.rutgers.edu/accounting/raw/fasb>)でその全文が公開されている。

#### II 現行会計の問題点：認識と測定

わが国の現行会計と比較した場合に本公開草案の際だった特徴は、すべてのデリバティブを貸借対照表上認識すべきであるとした点(オンバランス化)と、オンバランス化した際の表示価額を公正価値(fair value)によって測定するものとした点である。

わが国の現行実務では、デリバティブのような金融取引に係わる資産・負債は会計上認識されない。この点で、株式や社債券などの貸借対照表上で認識される伝統的な金融商品(オンバランス取引)とは区別され、オフバランス取引と呼ばれていることは周知の通りである。デリバティブの場合、先物委託証拠金やオプション料等の金銭授受が行われた部分は別として、契約時点において当該契約それ自体の認識・計上は行われずオフバランス処理される。また、決算時点においても、デリバティブの価格変動に起因する損益(評価損益、権利・義務を保有することにより生じる損益であるため保有損益とも呼ばれる)は認識されない(設例1参照)。そのため財務諸表本体(特に貸借対照表と損益計算書)において、デリバティブの取引実態が十分に反映されず財務諸表利用者に適切な情報を提供できていないという批判が寄せられている。さらに、評価損益が決算時に分離把握されていないため、デリバティブの価格変動部分が含み損益化し、含み損の先送り(隠蔽)や益出しといった利益操作の可能性が、会計情報への信頼性を損なっているとの批判が強い。

## 設例1 日経225先物

X年3月7日に買約定が成立した。買約定指数は、20,500円で買付単位は10単位であった。X年6月5日に、反対売買により決済した。その時の売約定指数は、21,000

円であった。なお、委託証拠金は3%を現金で12%を有価証券で代用した。決算日はX年3月31日で、当日の売約定指数は20,800円であった。委託手数料、取引所税、仮払消費税は無視する。

現行の仕訳(単位:千円)

買約定成立時 仕訳無し

委託証拠金差し入れ時

(借)	差入証拠金	6150	(貸)	現金	6150
-----	-------	------	-----	----	------

決算時 仕訳無し

決済時

(借)	現金	5000	(貸)	先物売買差益	5000
	現金	6150		差入証拠金	6150

(ただし、差入証拠金  $20500 \times 1000 \times 10 \times 0.03 = 6150$ 千円)

## 1 オフバランス問題

デリバティブがオフバランス処理される理由は、わが国における会計実務の枠組みが経済実質優先主義ではなく法形式重視主義の立場をとっているからである。法形式を重視する立場から、伝統的な所有権をベースとした資産・負債概念が会計上も採用されている。したがって、デリバティブは、契約が単に締結されただけであって所有権の移転が未だ行われていない未履行契約となり、会計上の認識対象である「取引」とはみなされない。

未履行契約のオンバランス化の可能性について、意思決定有用性の観点からの検討が従来わが国でも行われてきたが、近年、財産権をアンバンドル(細分化)する観点が米国で有力なものになってきている。意思決定有用性の観点からは、当該契約が次の3つの要件を満たす場合に会計上の認識対象(オンバランス)となる。(1)資産・負債の定義を満足するか、(2)意思決定に有用な情報であるか、(3)契約が確定的であるか、の三点であり、各種デリバティブがこれら要件を満たすかどうか主たる問題である。わが国の場合は、基準(1)が大きなハードルとなるわけだが、たとえ資産・負債基準が経済実質優先型に改められたとしても、デリバティブの種類によって要件を満たす場合とそうでない場合がある(一般に先物やス

ワップはすべての要件を満たしているが、オプション等は必ずしも3つの要件すべてを満たすわけではない)。しかもオンバランス化した場合の計上額をどのように測定するのかという問題は解決されていないままであるという限界を、意思決定有用性からのアプローチは持っている。例えば、先物契約をオンバランス化するとして、契約総額を資産・負債双方に計上するのか(総額基準)、あるいは契約総額は相殺し契約を行う権利のみを計上するのか(純額基準)、といった問題はこの観点のみで解決することは難しい。

しかし、財産権を、(1)利用権、(2)転換権、(3)譲渡権、の3つの権利に細分化することで、デリバティブが契約された段階(契約日から履行日前日まで)では財産権のうち「譲渡権」のみが移転されているということが明確化された。譲渡権とは、経済的資源を利用する権利並びに転換する権利(形態を変換する権利)を譲渡する権利のことであり、その価値は契約価格(想定元本額)と市場価格との差額として認識される。したがってこの観点からは、契約を行うための権利(証拠金やオプション料)のみが資産として認識・処理されることになり、また市場価格との差額として契約の価値が測定されるため時価評価の利用が必然的となる(純額基準・時価評価)。

## 2 評価損益の認識問題

デリバティブの価格変動に伴う評価損益の分離把握が行われない理由は、現行実務が原価実現会計の枠組みで行われていることとも関連している。原価・実現会計の枠組みでは、資産および費用の表示価額は取得原価をもって測定されること（原価基準）が原則となっており、期間損益認識のタイミングは実現基準を満たした時点（例えば、実際に販売が行われた時点）に求められている。このような枠組みのなかでは例えデリバティブがオンバランス化され貸借対照表に資産あるいは負債として表示されたとしても、実現基準を満たさない以上、評価損益は期間損益から除外されることになる。

そこでわが国でも、伝統的な実現概念を拡張することで、評価損益の認識をおこなう方が議論されてきた。それが「時価・実現可能性」への枠組みの拡大である。意思決定有用性の観点からは、会計情報はタイムリー（適時性）であるとともに確実なもの（信頼性）である必要がある。実現基準が生み出す情報の信頼性をできるだけ損なわずに、適時性を高める基準として登場したのが「実現可能性」基準である。実現可能性を満たしている資産とは、現金化が容易に可能な資産であり、具体的要件として、流動性の高い市場における公定相場の存在が挙げられている。このような資産については、実現可能性基準をもってして評価損益を認識したとしても、情報の信頼性が損なわれることがないと主張されてきた。このような枠組みと類似したものが米国の、基準書第115号「債務証券および持分証券の投資の会計」(1993年5月)における有価証券評価損益の会計処理である。基準書第115号では、有価証券を満期まで保有するものとそうでないものに大別した上で、満期まで保有しない証券についてはその保有目的によって異なる会計処理を適用している。まず、満期まで保有する有価証券については評価損益を認識しない。満期まで保有しない有価証券はトレーディング目的のものとそれ以外に区別され、トレーディング目的で保有されている有価証券の評価損益は当期損益に含めるが、満期まで保有せずかつトレーディング目的でもない有価証券については評価損益を認識した上で、それを当期損益としてではなく資本の一勘定の増減として処理することになっている。トレーディング目的で保有さ

れているような有価証券には整備された市場および公定相場が存在すると一般に想定可能ならば、市場価格変動に伴う評価損益を実現可能性基準より当期損益として認識することが当然である。

## III FASB公開草案のデリバティブ会計

デリバティブ会計の問題点として、公開草案「デリバティブおよび類似の金融商品並びにヘッジ活動の会計」が指摘しているのは次の4点である。デリバティブ会計およびヘッジ会計の指針が、(1)特殊問題の個別解決に終始しており、包括的でないこと、(2)整合的でないこと、(3)原則的でなくさまざまな基準を参照する必要があること、(4)透明性を十分に高めていないこと、である。これらの問題は、従来デリバティブに関連した会計処理の指針が、個別問題への対策という形で段階的に設定されてきたこと（ピースミール・アプローチ）に起因している。この草案はデリバティブ会計およびヘッジ会計の（ディスクロージャーも含む）原則的指針を与えるものであり（包括的アプローチ）、草案が採用された場合には基準書第80号「先物契約の会計」、第105号、第119号は廃止され、第52号「外貨換算等」、第107号その他は一部改訂されることになる。

### 1 デリバティブの定義

デリバティブとは、(1)金融商品であって、(2)契約条件により、契約当初においてまたはそれ以降の特定事象の発生によって、原資産の価格変動のすべてまたは一部に生ずる権利または義務をその保有者または発行者に提供するもので、(3)保有者または発行者が原資産を取得または受け渡すことを要しないもの、として定義される。ただし、原資産の受渡しを要する契約であっても、(a)原資産がデリバティブである場合、(b)反対売買による差金決済の仕組みが確立している場合、(c)原資産の価格変動に基づいて差金決済するのが慣行となっている場合、にはこのような契約も派生金融商品となる。さらに、このデリバティブの定義を満たさない金融商品であっても、契約に定められたキャッシュ・フローが原資産の価格変動に乗じて変動する場合には、公開草案の適用対象となる（par6, 8, 9, 以下でも特に指定のない場合は公開草

案の Paragraph 番号である)。

この定義に従えば、先物、先渡し契約、スワップ、オプションのほとんどはデリバティブである。また、従来会計処理上はデリバティブとはみなされなかったコモディティ関連のデリバティブは範囲に含まれるが、ローン・コミットメントや変動利率の債務商品(variable rate debt instrument)等の原資産の移転を伴うものは、デリバティブの範囲から除外される。

## 2 デリバティブの認識と測定

すべてのデリバティブは、貸借対照表上、資産または負債として認識され、その公正価値によって測定されることになる(par.10)。金融商品の公正価値は基準書第107号の定義を踏襲している。公正価値とは、「現在、取引を行おうとする当事者間で金融商品が交換されるであろう価額であって、強制または清算による売却によらないもの」(par.5)であり、現実の市場価格と推定市場価額を包含した概念である。上場物デリバティブの場合、取引相場(quoted market price)が公正価値を表していることはいうまでもないが、取引相場のない金融商品については、公正価値の推定を行うことになる。その場合、割引キャッシュフロー法やオプション・プライシング・モデルを利用する方法など複数の推定方法が認められている。なお、取引相場のあるデリバティブの場合でも、市場に十分な厚みがないような場合にその価格で大量取引が可能(実現可能性)であるかどうか疑わしい場合があるが、そのような場合においても取引相場を公正価値とすべきであるという原則に変わりはないと説明されている(第107号, par.6)。

## 3 公正価値変動額(評価損益)の会計処理

デリバティブの公正価値変動額の会計処理については、

当該取引の利用目的によって4つの異なる方法が指定されている。この際、ヘッジ目的で利用されているかどうか重要な分類区分となる。ヘッジ手段として指定するためには一定のヘッジ要件を満たす必要があるが、基本的には経営者の取引目的にしたがって分類は行われることになる。

a. 公正価値ヘッジ手段(保有資産・負債および確定契約の公正価値変動リスクのヘッジ)として利用されるデリバティブの場合、公正価値変動に伴う損益は当該会計期間に認識し、期間損益(稼得利益と呼ぶ)に含める。この場合、ヘッジ対象資産・負債に係わる評価損益も当該会計期間に認識される。

b. キャッシュフロー・ヘッジ手段(予定取引のキャッシュフローが変化するリスク・エクスポージャーをイミュナイズしようとするヘッジ)として利用されるデリバティブの場合、公正価値変動に伴う損益は「その他の包括利益」(株主持分の一構成要素)の一部とし、稼得利益には含めない。ヘッジ対象物である予定取引が行われると当初から予定されている時点で、その他の包括利益に累積した公正価値変動額の総額を稼得利益に分類替える。

c. 在外子会社への純投資の為替変動エクスポージャーをヘッジするために利用されるデリバティブの場合、為替決済損益相当部分に相当する公正価値変動損益は為替換算調整勘定の一部としてその他の包括利益に含める。

d. ヘッジ手段以外として利用されるデリバティブの場合、公正価値変動に伴う損益は当該会計期間に稼得利益として認識する。

先ほどの設例1における日経225先物がヘッジ目的以外で利用された場合の会計処理を示しておくので、決算時に先物評価益が当期損益として認識されていることを確認していただきたい。

トレーディング目的の場合の仕訳 (単位：千円)			
買約定成立時 仕訳無し (契約価額=市場価額で相殺された純額ゼロ円)			
委託証拠金差し入れ時			
(借) 差入証拠金	6150	(貸) 現金	6150
決算時			
(借) 先物取引差金	3000	(貸) 先物(評価)差益	3000
決済時			
(借) 現金	5000	(貸) 先物取引差金	3000
		先物売買差益	2000
現金	6150	差入証拠金	6150

#### 4 包括利益、稼得利益、その他の包括利益

公正価値変動額の会計処理の理解を助けるため、3つの異なる利益概念を整理しておく。包括利益は「出資者以外を源泉とする取引およびその他の事象・状況によるある期間における企業の持分の変動のことであり、包括利益には、当該期間内での出資者による投資および出資者への分配を原因としないすべての持分の変動を含まれる」と定義されている (FASB概念書第6号)。包括利益は、当期利益 (稼得利益) とその他の包括利益から構成

されており、従来から制度化されている稼得利益に新しく登場したその他の包括利益を加えたものである。その他の包括利益の累積額は、貸借対照表中の資本の部に、例えば「その他の包括利益の累積額」として分類表示される。この限りにおいて、その他の包括利益は株主持分の一構成要素として位置づけられる。

次号では、公開草案のヘッジ会計を紹介する。

